

# 物品買受申込書

年 月 日

クリアウォーターOSAKA株式会社 代表取締役 様

住所又は事務所所在地  
商号または名称  
氏名又は代表者氏名

印

下記の物品について関係法令を守り、別紙仕様書・明細書・図面および見本並びに下記及び裏面に記載の契約条項、暴力団等の排除に関する特記事項を確認のうえ次の金額で申し込みます。

申込金額	百万	千	円
------	----	---	---

契約金額	百万	千	円	うち取引に係る 消費税及び 地方消費税の額	千	円
------	----	---	---	-----------------------------	---	---

契約金額は、申込金額に当該金額の100分の10を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)である。

案件名称				明細書	別紙のとおり
引取期限	年 月 日			引取場所	

## 契約条項

- クリアウォーターOSAKA株式会社(以下「売主」という。)及び買受人は、この申込書に基づき、仕様書等に従い、この契約を履行しなければならない。
- 物品の引渡し後に生じた一切の損害は、買受人の負担とする。  
買受人は、債務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。
- 買受人は、売主代金(以下「代金」という。)を売主の指定する口座に支払わなければならない。なお、支払にかかる振込手数料は、買受人の負担とする。代金を納入期限までに納入しないときは、大阪市財産条例第18条又は第23条の準用規定に基づく第11条に定めるところにより計算して得た額を、延滞損害金として、売主に支払わなければならない。
- 物品の所有権は、買受人が前条の代金及び延滞損害金を完納したときに売主から買受人に移転するものとする。
- 買受人は、物品の所有権が移転した日から表記の引取期限までに物品を引き取らなければならない。
- 売主は、民法第562条第1項本文、第563条第1項及び同第2項、第564条、第565条の定めにかかわらず、引き渡された物品の種類、品質、数量に関し、一切の担保責任を負わない。
- 買受人の責めに帰すべき事由により物品を期限までに引き取らないときは、買受人は契約金額につき、引取期限の翌日から引き取りを完了した日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として売主に支払う。
- ①売主は、買受人が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
  - 代金の全部又は一部を支払期限までに納入しないとき
  - 物品の全部又は一部を引取期限内に引取しないとき
  - この契約の履行にあたり売主の指示に従わないとき又は売主の職務の執行を妨げたとき
  - 前のいずれかのほかこの契約に違反したとき

②売主は、次のいずれかに該当するときは、①の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

  - 買受人がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
  - 買受人の債務の全部が履行不能であるとき
  - この契約の締結又は履行について買受人に不正な行為があったとき
  - 買受人が売主に重大な損害又は危害を及ぼしたとき

③④に掲げる事項が売主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、売主は、契約の解除をすることができない。
- この契約に関し紛争が生じた場合は、売主と買受人とが協議のうえ公益社団法人民間総合調停センター等に仲裁を依頼することができる。なお、この解決のために要する費用は、売主と買受人とで平等に負担する。
- この申込書に定めのない事項については、クリアウォーターOSAKA(株)ホームページ掲載の物品売主契約書に定めるものとし、その他は必要に応じて売主と買受人とが協議のうえ定めるものとする。

## 暴力団等の排除に関する特記事項

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 売扱人は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第8条第1項第6号に基づき、買受人(買受人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 売扱人は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、買受人に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、買受人が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 前2号の規定により契約が解除された場合においては、買受人は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として売扱人の指定する期間内に支払わなければならない。